

岡山市簡易専用水道の取扱に係る指導指針

(目的)

第1 この指針は、簡易専用水道の管理を適正に保持するために保健所長等が指導する事項を定め、建築物等に安全で衛生的な水の供給を確保し、もって、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(規制の対象)

第2 この指針における簡易専用水道とは、水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）第3条第7項に定めるものとする。ただし、国の設置する施設を除く。

(管理の基準)

第3 設置者が、維持管理を行うための基準は以下のとおりとする。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の掃除は、原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）により岡山県知事の登録を受けた者により行うこと。なお、掃除作業を行った者から作業記録を徴収すること。また、消防用と共用されている水槽の掃除に当たっては、あらかじめ現地消防機関に連絡する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。
- 3 水槽の点検は、原則として毎月1回定期に行い、必要に応じて有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止する措置を講ずること。その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある緊急の事態が発生したときは、すみやかに点検を行うこと。
- 4 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと。この水質検査は、地方公共団体の機関及び法第20条第3項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者並びに建築物衛生法に基づき岡山県知事の登録を受けた者により行うこと。
- 5 給水栓における水から遊離残留塩素が検出されるよう努めるとともに、7日毎に1回、残留塩素を測定すること。
- 6 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるとともに、保健所長の指示に従うこと。
- 7 給水用防錆剤を使用の場合は、建築物衛生法関連の通知に定められた使用基準に準ずること。
- 8 様式第1号に示す維持管理表に管理の状況を記録すること。

(管理者の選任)

第4 設置者は、当該水道の管理を担当させるため「管理者」を置くこととする。ただし、設置者自ら管理者となることを妨げない。

(法定検査)

第5 法第34条の2第2項の規定による検査（以下「法定検査」という。）は、毎年1回以上定期に行うものとする。設置者が、法定検査を受検する際は、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）に依頼するものとする。

(登録検査機関との連携)

第6 保健所長は、簡易専用水道施設の適正管理、法定検査の受検等を把握するため、定期的に登録検査機関と連絡して対処するものとする。

(水道事業者との連携)

第7 保健所長は、水道事業者と連携して施設の把握及び施設の適正管理に対する指導等を行うものとする。

(水道事業者)

第8 水道事業者は、設置者に対し、次のことを行うことができるものとする。

- 1 施設の適正な管理について、指導、助言等を行うことができるものとする。
なお、管理が不適切な施設を発見した場合は、保健所長に通報するものとする。
- 2 第3の規定に基づく保健所長への届出書の提出について、助言を行うことができるものとする。

(立入検査等)

第9 簡易専用水道の管理の適正を確保するため、保健所長は次のとおり立入検査、指導を行うものとする。

- 1 設置者に施設の適正管理、法定検査の受検について、指導を行うこと。
- 2 第6の規定による検査の結果、問題があり設置者から報告を受けたときは、すみやかに立入検査を行い、改善の指導を行うこと。
- 3 施設の管理が不適切であり、水道事業者から通報を受けたときは、すみやかに立ち入り検査を行い、設置者に改善の指導を行うこと。
- 4 設置者が再三の改善指導等に従わないときは、法第36条第3項に基づき、簡易専用水道改善指示書（様式第2号）により、期間を定めて必要な措置を講じる旨の指示を行うこと。
- 5 設置者が前4の指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害すると認められたときは、法第37条に基づく給水停止命令（様式第3号）を行うこと。なお、給水停止命令を行うに際しては、事前に保健管理課、水道事業者、消防機関に通報すること。

附 則

- 1 この指針は、平成25年3月7日から施行する。
- 2 この指針は、令和2年12月25日から施行する。

簡易専用水道維持管理表

年 月

記録者 _____

日 (曜日)	毎日点検 (水質外観検査)	毎週検査 残留塩素 (mg/l)	月 例 点 検			
			月 日	受水槽	高置水槽	その他
1日 ()						
2日 ()						
3日 ()						
4日 ()						
5日 ()						
6日 ()						
7日 ()			異常時の水質検査			
8日 ()			月 日	検査理由	検査依頼先	
9日 ()						
10日 ()						
11日 ()						
12日 ()						
13日 ()						
14日 ()			特記事項 (修繕, 清掃, その他の記録)			
15日 ()			月 日	記 事		
16日 ()						
17日 ()						
18日 ()						
19日 ()						
20日 ()						
21日 ()						
22日 ()						
23日 ()						
24日 ()						
25日 ()						
26日 ()						
27日 ()						
28日 ()						
29日 ()						
30日 ()						
31日 ()						
記入方法	異常なしは○印 異常ありは×印	残留塩素測定器に よる測定値を記入	※水質外観検査は色, 濁り, 臭い, 味, その他 異常があるかどうかを観てください。			